

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和4年度 定期監査
(令和4年9月1日公表)

所管課	納税課
<p>所見</p>	<p>○会津若松市納税貯蓄組合奨励金について (前文省略) 奨励金は公金であること、また、法において、役員や組合員の報酬は対象外であることなど対象経費が制限されていることから、申請兼実績報告書の支出項目ごとの内容の精査、確認については厳格に行うよう努められたい。 (中略) 既に前年度に解散し、実在していない組合の申請兼実績報告書を受理し、組合の指定する口座へ振り込むという一連の事務処理は、公金の取扱い上問題があると考えるところから、早急に検討し改善されたい。 奨励金交付事務全体を通して、規則はあるものの詳細な規定がない中での運用が散見されたところであり、方針を定め一貫性のある適切な事務執行を行うためにも、今後は改めて考え方を整理し、規則の見直し等により必要な事項を明確に規定するよう検討されたい。 (中略) 所管課においては、各組合の活動実態の把握に努めるとともに、奨励金交付事務の執行に当たっては、課題を整理し適正かつ効率的、効果的な事務改善が図られるよう検討されたい。</p>
<p>・ 措置</p>	<p>措置完了(○) 方向性が明確化() ※該当するものに○</p>
<p>措置内容</p>	<p>1. 令和5年1月25日付で会津若松市納税貯蓄組合奨励規則取扱要領を制定し、令和5年2月8日付で納税貯蓄組合長に対して通知した。 (主な通知内容) ・ 解散組合への奨励金の交付については、解散日の1月前までに事務局への事前連絡を必須とし、解散日前までに交付を終えることとした。 ・ 申請兼実績報告書の提出にあたっては、領収書または出納簿の写しの添付を必須とし、記載内容に疑義が生じた際は確認をとることとした。 なお、要領の制定に先立って、令和4年9月28日付でも納税貯蓄組合長に対して上記を通知している。</p> <p>2. 令和4年9月28日付で納税貯蓄組合長に対してアンケートを実施した結果、高齢化や個人情報保護の観点、役員の後継者および新規加入者がおらず、組合の存続に苦勞している現状を把握した。今年度においては、既に2組合が解散、年度末までに更に2組合が解散を予定していることを把握している。 今後は、組合による納付が市税収納に占める割合や、納期内納付率等を考慮しつつ、組合のあり方について検討していくこととした。</p>

令和4年度 定期監査
 (令和4年9月1日公表)

所管課	総務課
所見	<p>○会津若松市役所フロアガイド作成業務委託について (前文省略)</p> <p>所管課においては、今回の業務委託について全体的に改善すべき事項があり、今後検討していくとの認識であったが、着手前から事業完了までの工程を一つ一つ検証し、誤りが生じた原因の解明を図られたい。また、事務における誤りは当然あってはならないものであることから、誤りを未然に防ぐためのチェック体制の在り方や、適切な事業期間の確保について改めて検討されたい。</p> <p>(中略)</p> <p>今後においては、所属の組織体制における指示命令系統を明確にした上で、業務全般にわたって組織的なマネジメントが図られるよう留意されたい。また、常に各々の職責を自覚し、公正な職務の遂行と市民の行政に対する信頼の確保が図られるよう努められたい。</p>
・ 措置	措置完了(○) 方向性が明確化() ※該当するものに○
措置内容	<p>会津若松市役所フロアガイド作成業務における不手際については、総務課で作成した原稿そのものに誤りがあったにも関わらず、その誤りを見つけることができなかったこと、さらに、当該業務の実施に当たり、主に主担当が対応し、所属長による指示命令の明確化と組織的なマネジメントを欠いたことが原因であると認識している。</p> <p>そのため、不手際以降は総務部長のマネジメントにより、課の体制を再構築し、次の事項について対応を図ってきた。</p> <p>まずは原本となる資料について、複数人で各ページの構成内容や表現などを統一するなど、それぞれ意見を出し合っ、原稿を確定させた。</p> <p>その上で、校正作業においては、確定させた原本を基に複数で確認を行い、それぞれ校正内容を持ち寄り、慎重に確認をしながら最終校正を行い校了とした。成果品の納入にあたっては、適正であるか照査・確認を行った。</p> <p>今後においては、所属長によるマネジメントの下、課員の業務遂行体制を構築するとともに、複数人による確認など進行管理を行いながら、課全体で適切に対応していく。</p>

令和4年度 定期監査
 (令和5年1月4日公表)

所管課	道路課
所見	<p>○三宮橋橋梁補修工事における橋長(橋桁部分の長さ)の変更について (前文省略) 今後は、受注者に対する履行の徹底はもとより、発注者として、業務内容に応じた検収の在り方を検証し、精査に努められたい。</p> <p>(中略)</p> <p>本市においても国の標準約款に準拠し、「土木設計業務委託契約約款」や「調査業務委託契約約款」などでは、引渡しを受けてから3年以内とする改正が法の施行に合わせて行われたことから、今後は、こうした契約約款等を遵守し、的確な発注管理に努められたい。</p>
・ 措置	措置完了(○) 方向性が明確化() ※該当するものに○
措置内容	<p>措置内容については、令和5年4月1日より、以下のとおり、改善を図っている。</p> <p>1. 業務内容に応じた検収の在り方について (設計委託) ・設計条件に関わる重要な諸元は、発注者による現地での確認を行い、既存資料との差異がある場合は、協議を行い、発注者と受注者で情報共有を図る。 ・業者に対し、台帳の諸元との照査を行うことを事前打合にて説明することで、発注者と受注者共に重要事項であることを認識している。 ・発注者の完了検査では、重要な諸元は写真や現地にて確認を行う。</p> <p>(工事) ・工事発注の際、発注者が設計段階で橋梁の諸元を確認している。</p> <p>2. 約款の遵守 ・今後においても、会津若松市土木設計業務委託契約約款等の遵守を徹底し、適切な業務の履行に努めていく。</p>

令和4年度 定期監査
 (令和5年3月31日公表)

所管課	高齢福祉課
指導事項	<p>○会津若松市つながりづくりポイント事業業務委託について (前文省略)</p> <p>イ 契約における問題点について (ア)令和3年度分の精算について (中略)</p> <p>所管課に対し、精算における消費税の取扱いを確認したところ、返納額は、税込の概算払額から受注者が市に報告した支出済額を除いた金額であり、費用の詳細は把握していないとのことであった。このことは、実費精算方式をとっているにもかかわらず、所管課において、受注者が事業実施にかかった費用の内容を精査しておらず、検収体制に不十分な面があったと言わざるを得ない。</p> <p>(イ)請負契約における「一般管理費」について (中略)</p> <p>受注者の経営に係る負担を「一般管理費」という経費として算出することで、当該事業への創意工夫や遂行意欲が期待でき、更には事業効果にもつながるものと考えられることから、今後の経費積算においては、十分に留意されたい。</p> <p>(ウ)契約時の消費税について (中略)</p> <p>利用券換金額については、他自治体や庁内における類似業務において、その部分を別に取り扱い、消費税がかからない支出としている例がみられる。他事例のように、役務の提供として消費税がかかる経費とは別に取り扱うべきであると思料するが、今後、同様な業務における契約のあり方について、市としての契約手法の指針を明示されたい。</p> <p>(中略)</p> <p>所管課においては、事業効果が十分に図られるよう、受注者との連携を密にして事業に取り組まれたい。</p> <p>(中略)</p> <p>市として、今回の契約に係る問題点に留意し、事業目的に沿って、効率的・効果的な事業の遂行を図られたい。</p> <p>(中略)</p> <p>市においては、庁内における関係各課との連携や情報共有はもとより、他市の事例を研究するなど、適正な事業遂行がなされるよう期待する。</p>
・ 措置	措置完了() 方向性が明確化(○) ※該当するものに○
措置内容	<p>(ア)令和3年度分の精算について</p> <p>令和3年度の事業の検収については、受託者である会津若松市社会福祉協議会より事業報告及び精算書の提出を受けていたが、改めて精算書と経費内訳書を提出してもらい、支出伝票等を確認し、費用の内容を把握した。</p> <p>なお、令和4年度については、受託者である東武トップツアーズ(株)より事業報告及び精算書の提出を受けるとともに、毎月の利用券換金額に関する報告の提出や、事業終了後の支出伝票等の確認など、検収体制の改善を図った。(高齢福祉課)</p>

(イ)請負契約における「一般管理費」について

○一般的に、工事においては、工事原価に対する一般管理費の割合を定めているが、これは建設業法の29業種区分など一定の類型化が可能なことと、その類型化により建設企業を対象とした財務実態調査の実施が可能なことがその要因となっている。

一方、請負契約に係る「一般管理費」については、請負契約を行う業種や業務内容が多岐にわたるため、工事等のように一般管理費の割合を一律に定めることは困難であり、国・県においても、一般業務委託における一般管理費の積算について一律に示した基準は定められていないものと認識している。

しかしながら、今般の監査の指摘の趣旨を踏まえ、事業者に対する参考見積提出依頼文(標準様式)の留意事項を「適切な必要経費を踏まえた、一般的な市場価格での見積りをお願いいたします。」と改正することで、予算額設計の段階からこうした費用を含めた適切な積算を行うことができるよう対応を図っている。(契約検査課)

○つながりづくりポイント事業につきましては、次回の契約締結を行う際には、「一般管理費」に相当する経費を見込んだ設計・積算を行うなど、適切に対応していく。(高齢福祉課)

(ウ)契約時の消費税について

○今般の指摘のあった利用券換金額の取扱いを含め、消費税の課税・不課税の判別については、個別の事案ごとに税務署に判断を仰ぐべき事柄であると認識している。このため、今後においては、同様の業務等がある場合には、消費税の課税・不課税について税務署に確認する必要がある旨を事務マニュアル等に記載し、税務署への確認と消費税の適切な取扱いの徹底を図っていく。(契約検査課)

○受注者との連携につきましては、月1回の定例的な打ち合わせによる情報共有を行うほか、必要に応じて随時、対面やメール、電話等で連絡・調整を行っている。事業効果を高められるよう、受託者と目標を共有し、連携を密にしながら取り組んでいく。

受託者においては、協力店や登録団体の拡大のため、市内の店舗訪問や、老人クラブイベントでのブース出展、地域包括支援センターと連携した地域サロンへの声かけなどを行っている。令和5年度中に、協力店を紹介するパンフレットを作成する予定であり、現在進めているところである。(高齢福祉課)

○効率的な事業の遂行については、分かりやすく、参加しやすい仕組みとなるよう、受託者と協議し、令和6年度に以下2点の見直しを行っていく。

【令和6年度の見直し】

①ポイントの換券期間を現状の「年1回」から「年2回」に増加

②年齢区分で異なるポイント換算率の一元化(1ポイント100円)

個人会員の登録を進めるため、介護施設等で活動する個人ボランティアについて施設に実施可能かアンケート調査を実施しました。今後、実施可能な施設から順次、個人ボランティアへのポイント付与を実施していく。(高齢福祉課)